

大阪市告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月16日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
博 労 町 線	中央区博労町1丁目 37番の2地から 同 区 同 37番の2地まで (別紙参考図参照)	旧	7.82～ 10.78 m	2.87 m
		新	7.82～ 11.86	2.87

(建設局総務部管財課)